

公的研究費の使用及び公的研究費による研究活動に関する行動規範

2018年7月31日

日本ビーシージー製造株式会社

公的研究費最高管理責任者

この行動規範は、日本ビーシージー製造株式会社において公的研究費の使用及び公的研究費による研究活動を実施する上での、研究者及び事務職員の取組の指針を明らかにするものである。

【公的研究費の公正な使用】

1. 研究者及び事務職員は、研究の実施、研究費の使用に当たっては、法令や関係規則・ルールを遵守するとともに、説明責任を果たすものとする。
2. 研究者及び事務職員は、公的研究費は国民の税金、その他多方面からの支援によるものであることを認識し、効率的・効果的な使用を行うとともに、実態のない経費の使用、目的外の使用など不正な使用は行わない。
3. 研究者は、個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであり、会社による管理が必要であることを自覚して行動する。
4. 事務職員は、専門的能力を持って公的研究費の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にある事を自覚して行動する。
5. 研究者及び事務職員は、公的研究費の不正使用が会社に対し深刻な影響を与えることを自覚し、別に定める公的研究費の不正防止計画をふまえて行動する。

【公正な研究活動】（日本学術会議「科学者の行動規範—改訂版—」（2013年1月25日）より）

1. 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。
2. 研究者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。
3. 研究者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。
4. 研究者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。
5. 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。
6. 研究者は、自らの研究の成果が、科学者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。